T030202Ab1700018　T030202Ab1700507
T030202Ab1700508　T030202Ab1700509
T030202Ab1720019　T030202Ab1720020
T030202Ab1720021　T030202Ab1720510
T030202Ab1720511　T030202Ab1720512
T030202Ab1730019　T030202Ab1730020
T030202Ab1730021　T030202Ab1730510
T030202Ab1730511　T030202Ab1730512
T030202Ab1740019　T030202Ab1740020
T030202Ab1740021　T030202Ab1740510
T030202Ab1740511　T030202Ab1740512
T030202Ab1750019　T030202Ab1750020
T030202Ab1750021　T030202Ab1750510
T030202Ab1750511　T030202Ab1750512

耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）一等級１

T030102Ab0151807　T030102Ab0151808
T030102Ab0151809　T030102Ab0201810
T030102Ab0201811　T030102Ab0201812
T030102Ab1710507　T030102Ab1710508
T030102Ab1710509　T030102Ab1760510
T030102Ab1760511　T030102Ab1760512

耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）一等級２

T040202Ab0160019　T040202Ab0160020
T040202Ab0160021　T040202Ab0161810
T040202Ab0161811　T040202Ab0161812
T040202Ab0180019　T040202Ab0180020
T040202Ab0180021　T040202Ab0181810
T040202Ab0181811　T040202Ab0181812
T040202Ab1720019　T040202Ab1720020
T040202Ab1720021　T040202Ab1720510
T040202Ab1720511　T040202Ab1720512
T040202Ab1740019　T040202Ab1740020
T040202Ab1740021　T040202Ab1740510
T040202Ab1740511　T040202Ab1740512

耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）一等級１

T040102Ab0170019　T040102Ab0170020
T040102Ab0170021　T040102Ab0171810
T040102Ab0171811　T040102Ab0171812
T040102Ab0190019　T040102Ab0190020
T040102Ab0190021　T040102Ab0191810
T040102Ab0191811　T040102Ab0191812
T040102Ab0201810　T040102Ab0201811
T040102Ab0201812　T040102Ab1730019
T040102Ab1730020　T040102Ab1730021
T040102Ab1730510　T040102Ab1730511
T040102Ab1730512　T040102Ab1750019
T040102Ab1750020　T040102Ab1750021
T040102Ab1750510　T040102Ab1750511
T040102Ab1750512　T040102Ab1760510
T040102Ab1760511　T040102Ab1760512

型式適合認定に関する公示

財団法人建材試験センター公示第型６号

建築基準法（平成25年法律第201号）第68条の10第１項の規定により型式適合認定を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の３第１項の規定に基づき、認定を受けた型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類、認定年月日、認定を受けた者の氏名又は名称及び認定番号を次のとおり公示する。

平成 22 年 10 月 27 日

財団法人建材試験センター
理事長　長田　直俊

建築基準法施行令第136条の２の11第一号に掲げる建築物の部分

（認定年月日：平成22年４月12日）

昭和フロント株式会社（東京都千代田区内神田１―13―７）

型02Adce0060101

建築基準法施行令第136条の２の11第二号㈠に掲げる建築物の部分

（認定年月日：平成22年９月13日）

鹿島建設株式会社（東京都港区元赤坂１―３―１）

ホーチキ株式会社（東京都品川区上大崎２―10―43）

型02Bc5820002

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 22 年 10 月 27 日　　石川県教育委員会

１　失効した免許状
　免許状の種類、教科及び番号
　　小学校教諭１級普通免許状
　　昭49小１普第155号
　授与年月日
　　昭和50年３月25日
　授与権者　石川県教育委員会
２　失効年月日　平成22年10月12日
３　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当
４　免許状所有者の氏名及び本籍地
　氏名　東　　秀夫
　本籍地　石川県

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 22 年 10 月 27 日　　奈良県教育委員会

１　本籍地、氏名及び生年月日
　奈良県　谷村　達士　昭和36年11月29日
２　免許状の種類、免許状番号及び授与年月日
　⑴　中学校教諭１級免許状（数学）、昭58中１普第911号、昭和59年３月24日
　⑵　中学校教諭２級免許状（保健体育）、昭58中２普第567号、昭和59年３月24日
　⑶　高等学校教諭２級免許状（数学）、昭58高２普第907号、昭和59年３月24日
３　授与権者　奈良県教育委員会
４　失効年月日　平成21年３月20日
５　失効事由
　教育職員免許法第10条第１項第１号該当

会社その他公告

解散公告

当社は、平成二十二年十月十二日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社社債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十七日

北海道旭川市旭神三条三丁目三番一二号
有限会社東光通信
清算人　大木　忠雄

解散公告

当社は、平成二十二年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十七日

宮城県黒川郡大和町もみじヶ丘一丁目三三番地の一
有限会社西慶
代表清算人　宋　　小軍

当社は、平成二十二年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十七日

群馬県前橋市前箱田町四二二番地の五
コスモ建機有限会社
清算人　小野　忠雄

解散公告

当社は、平成二十二年九月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十七日

埼玉県鴻巣市小松二丁目一一番二二号
有限会社ハヤト
代表清算人　小谷野正治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十七日

千葉県銚子市三崎町三丁目二六番地
株式会社エナ
代表清算人　本宮　昭厳

解散公告

当社は、平成二十二年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十七日

茨城県かすみがうら市安食二六八番地
有限会社霞浦工業
清算人　小松崎泰雄

解散公告

当社は、平成二十二年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十七日

群馬県前橋市前箱田町四二二番地の五
コスモ建機有限会社
清算人　小野　忠雄

解散公告

当社は、平成二十二年九月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十七日

埼玉県鴻巣市小松二丁目一一番二二号
有限会社ハヤト
代表清算人　小谷野正治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月二十七日

千葉県銚子市三崎町三丁目二六番地
株式会社エナ
代表清算人　本宮　昭厳